

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	総合福祉センターへの器具等の搬入の許可(目的外使用の場合に限る。)		
根拠例規及び条項	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第5号。以下「条例」という。)第21条		
所 管 部 課 名	福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	条例第12条	
	基 準	<p>条例第12条に定めるところにより、次の条件への該当を審査する。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。</p> <p>(2) 総合福祉センターの施設をき損又は滅失するおそれがあること。</p> <p>(3) 総合福祉センターの管理上支障があること。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日 平成23年4月1日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日(機関名 )</p> <p>協議機関 日(機関名 )</p> <p>処分機関 7日</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日 平成23年4月1日
備 考			